

Date

June 27, 2024

SSPの変更点について

SSP規則の変更に関するお知らせです。
未だに移民局からの公式文書は受け取っていません。
これまでに確認されている詳細は以下の通りです。

1点目

SSPはコース期間のみ発行されます。(最大6ヶ月は変わらず)

現地にて留学期間を延長される方の場合は

合計留学期間が6ヶ月未満でも再度SSPを申請する必要がある場合がございます。

例: 24週間留学の場合 → SSP1回申請

12週間留学で現地にて12週間延長の場合 → SSP2回申請

また、再入学の場合もSSPを再度申請する必要がある場合がございます。

以前までは再入学される場合、卒業日が以前SSPを取得した日から

6ヶ月以内であればSSPを再申請する必要がありませんでした。

※卒業日が入学日の1年以内であれば

期間延長の場合も再入学の場合もSSP E CARDの再発行は必要ありません。

2点目

留学期間が12週以上の場合はSSP申請時に

リターンチケットの添付も必須となりました。

12週以上の生徒様で

30日以内のリターンチケットしか所持していない生徒様は

SSPを再度申請する必要があります。

ですので渡航前の生徒様(12週以上)は

留学期間の往復チケット+捨てチケットをご用意していただく方法が

一番ベストだと思います。

※今現在も30日以内のリターンチケット廃止確定の連絡はいただけておりません。

オープンチケットを購入し、現地到着後に変更される場合は

現地ご到着後、すぐ変更していただくようお願いいたします。

3点目

SSPを申請する際にSSP E CARD(P4,000)の発行が必要になりました。

生徒様は従来の現地費用に追加でP4,000をお支払いいただくかなくてはなりません。

例

1週間～4週間の場合: SSP(P6,800) + SSP E CARD(P4,000)

5週間～8週間の場合: SSP(P6,800) + SSP E CARD(P4,000) + ビザの延長

9週間以上の場合: SSP(P6,800) + SSP E CARD(P4,000) + ACR I CARD(P3,500) + ビザの延長

上記内容全て移民局から公式文書をいただいておりますので
今後変更となる可能性があります。